

個人情報保護規程

平成 28 年 4 月 28 日制定

第 1 条 趣 旨

この規程は一般社団法人札幌放射線技師会（以下、「本会」という）が取り扱う個人情報の取得、管理および利用を適正に行い、個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守し、本会の活動に能率的かつ効果的に利用できるようにすることを目的とする。

第 2 条 個人情報の定義

本会が収集する個人情報とは個人の氏名、生年月日、住所及び勤務先等特定の個人を識別できる情報（ほかの情報と容易に照合することで、それにより特定の個人を識別できることも含む）を指します。

第 3 条 個人情報の利用目的

本会が取り扱う個人情報は、次に掲げる目的に利用する。

- (1) 本会における会員データベースの作成
- (2) 本会ホームページなどの Web 運営
- (3) 会員への機関誌及び各種案内等の発送
- (4) 都道府県放射線技師会との各種連絡
- (5) 会員相互の連絡及びサービスを向上させるための分析
- (6) 各種イベントの参加に関する諸手続
- (7) アンケート調査等の依頼

第 4 条 個人情報の取得

個人情報は、本人の同意の下に取得するものとし、虚偽その他不正な手段により取得してはならない。またこの規程に定める利用目的に限定して取得するとともに本人に通知しなければならない。

第 5 条 個人情報の利用および管理

本会が保有する個人情報の利用は、原則として収集目的の範囲内で、具体的な業務に応じ権限を与えられた者が、業務の遂行上必要な限度において行う。

- 2 個人情報への不正な侵入、紛失、改ざん及び漏洩等に対して適正な安全対策を講じる。
- 3 保有する個人情報は正確かつ最新の内容に保つ。
- 4 個人情報保護のために以下の管理者を置く
 - (1) 個人情報管理責任者（会長）
 - (2) 個人情報取扱実務担当者（庶務）
 - (3) 個人情報保護苦情窓口（庶務担当副会長）
 - (4) 個人情報保護監査人（監事）
- 5 個人情報を管理するため、本会に個人情報保護委員会（以下、「保護委員会」という。）を置く。

- 6 保護委員会は、本会会長の指名する本会会員で構成し、その中の一人を委員長とする。ただし、1名は会員外から指名することができる。
- 7 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 8 保護委員会は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。
- 9 保護委員会は、個人情報の取得及び利用の適否を判断し、理事会での決議の後、必要な措置を講じる。また不測の事態が生じたときは必要な調査を行う。

第6条 目的の範囲外の利用

収集目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、事前に本人の同意確認を得るように努める。

第7条 個人情報の第三者への提供

本人の同意を得ずに第三者に対し、個人情報を提供してはならない。ただし、本会の利用目的に資する場合、法令に基づく場合および人の生命、身体または財産の保護に必要であり、かつ本人の同意を得ることが困難な場合はこの限りではない。

- 2 第三者であって個人情報の提供を求める者は、個人情報提供請求書（第9号様式）により請求する。
- 3 個人情報提供請求書の提出があった場合、個人情報管理責任者の承諾を得て、本人の同意を得るものとする。
- 4 前述の通知あるいは報告を受けた個人情報管理責任者は、速やかにその是非を保護委員会で検討し、理事会の承認を受けなければならない。

第8条 開示および訂正

本人から「個人情報の開示・訂正・削除請求書」（第10号様式）により、自己の情報に関する開示、訂正、削除を求められた場合、個人情報管理責任者は調査した上で、必要な措置をとり、本人に通知する。ただし次に掲げる事項に該当する場合は非開示とすることができる。

- (1) 本会の業務遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき
- (2) 法令違反となるとき

第9条 委託先の監督

個人情報の取り扱いの全部または一部を外部に委託する場合は、委託先の管理体制を調査のうえ、流出、改ざん及び漏洩等が起きないように万全の措置をとることを契約で義務付け、必要に応じて委託業務の遂行状況を監督しなければならない。

第10条 教育および研修

個人情報管理責任者は、個人情報管理の重要性を周知徹底するための教育及び研修を適宜行う。

附 則

- 1 この規程を改廃するときは、理事会の決議によらなければならない。
- 2 この規程は平成 28 年 4 月 28 日に制定し、平成 28 年 5 月 12 日から施行する。